#### 利用後の手続きについて

## 1 利用を取りやめる場合

利用を取りやめる場合は、**退(休)園届**をお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。 また、利用している事業者にも必ず連絡をしてください。

内容	提出書類	提出期限
利用を取りやめる 【例】インターナショナルスクール等 に入園する、退職等により家庭でお子 さんを保育できるようになった場合等	退(休)園届 (港区公式ホームページからダウンロード可能) ※退園と同時に認可保育園等の入園申込み も取下げる場合、別途「取下届」もご提出く ださい。	利用の取りやめを決定次第。 <u>利用を取りやめる月の前月</u> <u>25 日までに区に提出。</u> <u>合わせて事業者にも必ず連絡し</u> <u>てください</u>
利用を停止する(※1) 【例】お子さんの病気や怪我(※2)、 弟妹の出産(※3)により、月の初めか ら1か月以上休む等	退(休)園届(※2) (港区公式ホームページからダウンロード可能)	休園する月の前月末日まで

- ※1 サービスの停止は、当事業を除く認可保育園等の休園と同等の取り扱いとなります。
- ※2 病気や怪我を理由に1か月以上休む場合は、診断書等の提出が必要になります。その場合の休園期間は診断書に記載された療養期間です。
- ※3 弟妹の出産を理由に1か月以上休む場合は、母子手帳の写しの提出が必要になります。出産認定の期間中に休園を開始した場合に限り、休園期間は最大5か月(多胎児の場合は最大7か月)です。ただし、育児休業を取得する場合は、育児休業開始日の前日で利用終了となります。

## 2 待機児童向け居宅訪問型保育事業から当事業を除く認可保育園等への入園申込みについて

当事業は待機児童を対象としており、居宅訪問型保育事業の利用開始後も引き続き、当事業を除く認可保育園等の入園を希望されている方が対象です。そのため、入園申込みの上位希望園を継続して利用調整します。認可保育園等の入園申込みの期限を迎える場合は、下記に注意し、認可保育園等の入園申込みに必要な書類一式を、お住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係まで提出してください。

認可保育園等の入園申込みの期限を迎え、新たに入園申込みをする際の注意事項	提出書類
<ul> <li>・入園の申込みの有効期限月の翌月入園の締切日までに申請してください。</li> <li>・事業利用中に提出されている書類の内容によっては、追加で書類の提出を求めることがあります。</li> <li>・入園申込みは、申込みをした年度の3月入園分まで有効です。翌年度も引き続き利用を希望する場合は、再度入園申込みに必要な書類一式が必要です。</li> <li>・当事業を除く認可保育園等への入園が内定した場合、認可保育園等の内定を辞退しても、居宅の利用を継続することはできません。認可保育園等の入園前の面接・健康診断を内定した月の前月末までに受けられない場合、当事業は利用終了となります</li> </ul>	認可保育園等の 入園申込みに 必要な書類一式 (「保育園入園のごあん ない」の10~11ページ 参照)

# お問い合わせ先について

保育の内容についてのご質問は、下記までお問い合わせください。

事業者名	電話番号(フリーダイヤル)
株式会社ポピンズファミリーケア	0120-272-100
株式会社アルファコーポレーション	0120-086-720

提出書類など、申し込みについてのご質問はお住まいの地区の総合支所区民課保健福祉係までお問い合わせください。

総合支所名	電話番号	FAX 番号
芝地区総合支所	3578-3161	3578-3183
麻布地区総合支所	5114-8822	3583-0892
赤坂地区総合支所	5413-7276	3402-8192
高輪地区総合支所	5421-7085	5421-7613
芝浦港南地区総合支所	6400-0022	5445-4590

# 待機児童向け居宅訪問型保育事業のご案内

港区では、待機児童対策として、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業及び港区保育室へ入園できなかったお子さんを対象に居宅訪問型保育事業を実施しています。

居宅訪問型保育事業とは、0歳児(57日を過ぎた翌月の1日)から2歳児までを対象に、保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

#### 運営事業者

事業者名	株式会社ポピンズファミリーケア	株式会社アルファコーポレーション
種別	居宅訪問型事業(認可事業者)	居宅訪問型事業(認可事業者)
事業の名称	ポピンズナニーサービス	アルファ・ナニー
園コード	001202	001203

# 待機児童向け居宅訪問型保育事業について

- ・お子さんお一人に対して、ベビーシッター複数名の体制を組み、ローテーションで保育にあたります。
- ・季節に合わせた保育を行います。
- ・お子さんの体調や気候を見ながら、外出が可能な場合には戸外で遊びます。

(過ごし方の例)※あくまで目安であり、ご家庭やお子さんの状況により異なります。

(週こし月の例)、次めてまじ日女であり、こ家庭やお子さんの仏代に		
時間	0歳児	1・2歳児
7:15	引き継ぎ(健康観察)	引き継ぎ(健康観察)
8:00	自由あそび	自由あそび
9:00	おやつ(幼児食移行後)	おやつ
10:00	室内あそび・戸外あそび	戸外遊びや制作遊び
11:00	食事準備・離乳食・授乳	昼食
12:00	0.F. 0.D	*#=
13:00	睡眠 授乳	着替え 睡眠
14:00		
15:00	おやつ(幼児食移行後)	おやつ
16:00		戸外遊びや制作遊び
17:00	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し	順次保護者の帰宅に伴い引き渡し
18:00	(延長の場合) 離乳食・授乳 ゆったりと過ごす 順次引き渡し	(延長の場合) ゆったりと過ごす 順次引き渡し

- ※食事やおやつ、飲み物はあらかじめ保護者にご準備していただきます。
- ※1日の保育内容についてはベビーシッターに一任されます。送迎やお散歩等の指示はできません。

## 利用対象者

- ・認可保育園等の入園申込みをしたが、非内定となり、引き続き当事業を除く認可保育園等の入園を希望する方 ※以下の方は利用対象とはなりません。
- ①3歳児クラス以上の方
- ②当事業を除く認可保育園等への入園の申し込みをしていない方
- ③当事業を除く認可保育園等に内定した方(内定辞退を含む)
- ④居宅訪問型保育事業利用中に育児休業を取得する方(育児休業開始日の前日で利用終了となります。)
- ⑤障害や疾病があるお子さん、発育・発達に心配があるお子さんは、利用が出来ない場合があります。

### 保育時間

短時間認定	9:00~17:00 (最大8時間)
標準時間認定	7:15~18:15 (最大 11 時間)
延長保育	20:15まで(※1)
延長保育対象月齢	生後 57 日を過ぎた日の翌月1日から
利用できない日	日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)(※2)

- ※1 延長保育をご利用の場合、事前に各事業者への申請が必要になります。
- ※2 お子さんとベビーシッターの1対1の保育が可能な環境が確保されていることが必要です。
- ※3 居宅内就労、障害、疾病等、在宅で保育の認定がある場合を除き、保護者が在宅している場合は保育を行いません。仕事等から帰宅された時点で保育は終了となります。保護者が体調不良のためご在宅の場合も、保育はできません。

#### 申込みに必要な書類

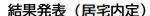
- 認可保育園等の入園申込みに必要な書類一式(保育園入園のごあんない 10・11 ページ参照)
- ※保育所入所等申込書の「希望する保育所等」に希望する居宅事業者名を記入、認可保育園等申込みに関する確認書の「待機児童向け居宅訪問型保育事業に申込みをされた方」の該当欄をチェックします。
- ※既に認可保育園等の入園申込みをしている方は、「申請内容変更届」に希望する居宅事業者名を追加し、改め て確認書を添付の上、届出ください。

# 申込み以降の流れ

認可保育園等申込み 居宅申込み



認可保育園等利用調整 居宅利用調整





居宅利用開始





保育園入園面談・ 健康診断

- ・認可保育園等への入園申込みの際、希望の保育園を1園以上記入し た後に、当事業の居宅事業者名を記入、認可保育園等申込みに関する確認 書の「待機児童向け居宅訪問型保育事業に申込みをされた方」の該当欄を チェックします。
- ・※待機児童向け居宅訪問型事業のみの申込みはできません。
- ・利用調整会議で、当事業を除く希望した認可保育園等に内定しなかった場合 に、居宅訪問型保育事業を希望されている方を対象に選考を行います。
- ・年齢(0~2歳児)の区別なく、利用調整基準に基づき選考します。
- ・区民課から結果発表後、事業者から利用に関しての連絡があります。
- ・利用者自宅にて、事業者スタッフとの面談と利用についての説明があります。 ※面談の結果、ご利用いただけない場合があります。
- ・保育内容や利用時間等、事業者と調整していただきます。
- ・当事業を除く認可保育園等の入園希望は継続します。
- ・引き続き、当事業を除く希望園をもとに認可保育園等の利用調整を実施します。
- ※認可保育園等の入園申込みの有効期限にご注意ください。年度ごとに申込 みが必要です。
- ・当事業を除く認可保育園等に入園内定が出たら、居宅訪問型保育事業の利用 は、入園(内定)月の前月末で終了します。当事業を除く認可保育園等の内 定を辞退した場合も居宅訪問型保育事業の利用は終了します。
- ・内定後、園での面接及び健康診断の結果により、入園ができないこともあり ます。

#### 保育園入園

・保育園入園後の手続きについては、「保育園入園のごあんない」28~30 ページを参照してください。

## 利用者負担額 (保育料)

- ・基本保育料は、当事業を除く認可保育園等と同額です(保育園入園のごあんない 24~27 ページ参照)。
- ・延長保育料は、直接事業者にお問い合わせください。(月に 10 回以上延長保育をご利用の場合、11 回目以降は無料となります。)

### よくある質問

- Q1:希望園を決める際に、港区保育室を対象に含めることは可能ですか。
- A1:可能です。「港区内認可保育園等一覧」に掲載されている施設で、対象可能月齢あれば対象となります。
- Q2:利用開始前に、健康診断等を受ける必要はありますか。
- A2:原則ありません。
- Q3:翌月の利用時間や延長保育の申請等はいつまでにすれば良いですか。
- A3:前月10日から末日までに事業者へ変更の旨を申請する必要があります。詳しくは事業者へお尋ねください。また、保育の利用要件が満たされない時間帯はご利用いただけません。
- Q4:「ベビーシッター複数名の体制で保育にあたる」とありますが、ベビーシッターの指名は可能ですか。
- A4:ベビーシッターの選定は事業者に一任されますので、<u>指名はできません。</u> ご意見等ある場合は各事業者までご相談ください。1日につき 2~3名以上のベビーシッターが入らせて いただく場合があります。
- Q5:保育の開始、終了時の場所を指定することは可能ですか。(自宅で預け始め、引き渡しの際は自宅の最寄り駅で行う等)
- A5:保育の開始、終了については<u>保護者のご自宅以外の場所ではお引き受けできません。</u> また、引き渡しは保護者、または保護者からあらかじめ指定された成人以上の方に限ります。
- Q6:食事やおやつは用意してもらえますか。
- A 6:食事やおやつ、飲み物は保護者にあらかじめご準備していただきます。 また、簡単な温めを除き、お子さんの食事の調理は安全管理上お断りさせていただいております。
- Q7:家事やペットの世話等を保育と同時にしてもらうことは可能ですか。
- A7:お子さんの保育以外の家事や入浴介助等を承ることはできません。 また、ペットがいる環境での保育は可能ですが、事前に必ず申請いただき、保育時間内はケージ内で飼育 をお願いします。ペットの世話を承ることもできません。
- Q8:居宅訪問型保育事業を利用しながら、病児・病後児保育室を利用することは可能ですか。
- A8:可能です。ご利用のためには事前の申請が必要になります。詳しくは港区公式ホームページにて、「病児・ 病後児保育室」のページをご確認ください。
- Q9:戸締りについてはどうなりますか。
- A9:原則として、自宅のカギをベビーシッターに預けていただきます。
- Q10:兄弟同時申請の場合の条件設定を選択することはできますか。
- A10:「待機児童向け居宅訪問型保育事業」を希望園に含めている場合、「同時同園入所以外不可」、「同時入所以 外不可(同園優先)」及び「同時入所以外も可(同園優先)」と選択することはできません。また、利用開 始後に再度認可保育園等の申込みをする場合についても同様です。